



毎月10日発行



島尻郡座間味村慶留間島

- 1 (公社)沖縄県トラック協会青年部協議会「設立30周年」記念式典を開催!!
- 2 青年部協議会 会員募集!
- 3 セーフティドライブ・チャレンジ 2024
- 5 令和6年度 運行管理者等連絡協議会を開催
令和6年度 沖縄県貨物自動車適正化事業評議委員会を開催しました
- 6 沖縄県に対し標準的運賃の収受に向けた支援要請を行いました!

- 7 令和7年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について -労働安全衛生規則等が一部改正されます-
- 9 集団健康診断のご案内
- 10 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
協会日誌(行事予定)
令和6年度 人材確保に向けた航空自衛隊への業種説明及び基地見学

裏表紙 飲酒運転根絶県民運動実施中

(公社) 沖縄県トラック協会青年部協議会 **「設立30周年」 記念式典を開催!!**

(公社)沖縄県トラック協会青年部協議会が30周年を迎え、令和7年2月28日(金)に那覇市内のホテルにて記念式典を開催しました。

記念式典は、歴代青年部協議会会長を始め同会運営委員OB、九州を中心に他府県からも多くの皆様が参加しての盛大な催しとなりました。



開会 高良 政喜 実行委員長 (青年部協議会副会長)



会長挨拶 宮城 尚弘 会長 (青年部協議会会長)



(公社) 沖縄県トラック協会会長挨拶 新城 英一 様



九州地区運輸青年部連絡協議会長挨拶 住永 富司 様



乾杯の挨拶
 (公社) 沖縄県トラック協会青年部協議会
 初代会長 兼次 清勝 様



青年部協議会 歴代会長
 左から兼次 清勝 (初代)、新城 英一 (2代目)
 有銘 盛浩 (4代目)、吉里 国男 (5代目)
 金城 早人 (6代目)、宮城 尚弘 (7代目)
 ※上原 勇人 (3代目) は欠席

(公社)沖縄県トラック協会 青年部協議会 会員募集！

青年部協議会とは

当協議会は、50歳までの経営者、後継者並びに中間管理者が集まり、運転者不足解消への取り組みや社会貢献活動、また人材育成事業等を行っています。

様々な活動を通し運送業界の発展、社会的・経済的地位の向上を目的として活動しています。

青年部協議会の主な活動

他県青年部との交流、全ト協青年部各種事業への参加や研修会の開催、物流出前授業の実施、合同企業説明会の開催、その他トラック協会の諸行事への運営・協力を行っています。

入会条件 ※入会金無料

沖縄県トラック協会に加入している運送事業者で50歳までの若手経営者、後継者、中間管理職であること。

青年部の事業に賛同し、活動に積極的に参加すること。

青年部協議会では、会員相互の連絡協調を図り業界の仲間と交流を深めています。
青年部協議会で仲間と一緒に諸課題を乗り越え業界を盛り上げていきましょう！

青年部協議会 役員

会 長	宮城 尚弘	沖縄郵便通送(株) 専務取締役
副 会 長	大城 直哉	(株)小禄運輸 運輸部部长
副 会 長	上原 誠	(株)グローバル運輸 取締役副社長
副 会 長	高良 政喜	(資)高良運送 専務
運 営 委 員	當銘 巧	(株)嶋運送 代表取締役
"	黒島 晃	琉球通運(株) 課長
"	松川 貴広	沖縄NXエアカーゴサービス(株) 営業企画部 業務課長
"	吉本 仁	(有)吉本工業 代表取締役
"	山城 純一	沖縄西濃運輸(株) 営業課課長
"	多和田 真則	OAS運輸(株) 営業2部発送課課長
"	玉城 悠太	大成通運(株)
"	島袋 操	(株)沖縄急送 執行役員部長

本件に関する問い合わせ先

公益社団法人 沖縄県トラック協会青年部協議会 事務局 (沖縄県トラック協会適正化事業課)

TEL: 098-863-0280 那覇市港町2-5-23 2階

セーフティードライブ・チャレンジ 2024

<総評>

2024年は参加者2,298人（前年2,776人）、事業者数96事業者（前年108事業者）、参加チーム数401チーム（前年501チーム）と参加者数、参加事業者数ともに減少しました。また、達成者が2,183人（前年2,682人）、達成率95.0%（前年96.6%）と前年より1.6ポイント減少しました。

セーフティードライブ・チャレンジは会社の取り組みとして毎年続けてご参加いただくことで効果がでます。是非ドライバーの継続的な参加をお願いいたします。

<酒気帯び運転>

令和6年は「酒気帯び運転等」が1件あり、未だに酒気を帯びた状態で運転をしたドライバーがいたことは、大変残念です。

事業所では毎日の点呼で目視及びアルコールチェッカーを使用し飲酒状況を厳格にチェックし、また代表者・管理者より「飲酒運転」を撲滅するためのドライバー教育を行っているところだと思いますが、未だ飲酒運転での検挙者がいることも事実です。

対岸の火事だとは思わず、自社の点呼や教育を改めて徹底し、プライベートについてもドライバー及びその家族も含め絶対に「飲酒運転を許さない」という環境を構築していきましょう。

飲酒運転は

- 経済面の代償** 懲役または罰金、免許取消や免許長期停止、被害者への補償
 - 生活面の代償** 失業の可能性、同僚や家族・友人との信頼関係崩壊、逮捕されることでの実名公表及びそれによる社会的制裁
 - 時間面の代償** 免許欠格期間により長期間運転できない、取消処分講習、自動車教習所へ再入校
- という3つの代償をはらい、「飲酒運転」は人生そのものを狂わせます。**

<交通事故・違反>

交通事故については、「重傷」0件、「軽傷」6件、「物損」0件と事故件数は前年と比較すると3件増加しています。

違反件数については、最も多いのが「シートベルト着用義務」31件、「指定場所一時不停止等」20件、「携帯電話」16件となります。こちらも前年と比較しますと違反件数は21件増加しています。プロのドライバーがこのような違反を行うことはあってはなりません。また、いずれの違反も自身の心がけですぐに無くすことができます。日々の小さいヒヤリハットが大きな事故につながります。

プライベートの運転も含め余裕をもってまわりに優しい運転を心がけてください。

セーフティードライブチャレンジ結果推移

2025/3/1（公社）沖縄県トラック協会

	参加事業者数	参加人数	達成者数	達成率	酒気	期間
令和6年	96	2,298	2,183	95.0%	1	12か月
令和5年	108	2,776	2,682	96.6%	1	12か月
令和4年	116	2,635	2,531	96.1%	0	12か月
令和3年	120	2,743	2,568	93.6%	3	12か月
令和2年	105	2,412	2,235	93.0%	1	12か月
令和元年	112	2,393	2,133	89.1%	3	12か月
平成30年	120	2,537	2,245	88.5%	3	12か月
平成29年	111	2,370	2,116	89.3%	1	12か月
平成28年	129	2,542	2,290	90.1%	1	12か月
平成27年	124	2,132	1,920	90.1%	1	12か月
平成26年	143	2,663	2,419	90.8%	2	12か月
平成25年	144	2,463	2,262	91.8%	1	12か月
平成24年	128	2,193	2,025	92.3%	1	12か月
平成23年	143	2,529	2,357	93.2%	2	12か月
平成22年	145	2,333	2,135	91.5%	2	12か月
平成21年	147	2,235	2,039	91.2%	3	12か月
平成20年	158	2,452	2,162	88.2%	10	12か月
平成19年	242	2,194	1,916	87.3%	17	12か月
平成18年	263	2,203	1,888	85.7%	15	6か月 (那覇支部 は12か月)
平成17年	230	2,021	1,692	83.7%	22	6か月 (那覇支部 は12か月)
平成16年	196	1,736	1,530	88.1%	15	6か月 (那覇支部 は12か月)
平成15年	176	1,138	1,025	90.1%	12	6か月 (那覇支部 は12か月)
平成14年	151	873	828	94.8%	2	6か月
平成13年	96	763	719	94.2%	1	5か月
平成12年	76	602	595	98.8%	0	4か月

3年間ににおける交通事故・交通違反の状況

	令和6年	令和5年	令和4年
交通事故（重傷）	0	0	0
交通事故（軽傷）	6	1	10
交通事故（物損）	0	2	2
酒気帯び運転等	1	1	0
速度超過（30km以上）	0	0	0
速度超過（30km未満）	2	3	1
信号無視	12	8	13
通行禁止違反	4	7	5
追越通行	7	7	3
指定場所一時不停止等	20	17	31
歩行者妨害	1	1	2
駐車違反	0	1	1
積載物重量制限超過	0	0	1
シートベルト着用義務違反	31	15	8
携帯電話使用等違反	16	6	8
幼児用補助装置使用義務違反	0	1	1
※その他	16	22	18
合計	116	92	104

令和6年度 運行管理者等連絡協議会を開催

去る令和7年3月6日（木）九州沖縄トラック研修会館5階にて、内閣府沖縄総合事務局運輸部監査指導課 上席自動車監査官 新垣 元樹 氏、沖縄労働局労働基準部監督課 労働時間管理適正化指導員 島袋 和也 氏、をお招きし運行管理者等連絡協議会を開催、総勢93名の方にご参加いただきました。

第1部では新垣氏より「事業用トラックの事故発生状況及び監査状況」について、県内の事業用トラックの監査や行政処分状況等、また第2部では、島袋氏より令和6年4月以降の改正した「改善基準告示」についてお話ししていただきました。最後の質疑応答では参加者から質問もあり、皆様の関心の高さが感じられました。

次年度よりこの「運行管理者等連絡協議会」という名称は変更する予定ですが、内容はこれまで通り運行管理者や代表者等の管理職の皆様へぜひ聞いていただきたいトピックで講習会を行いますので引き続きご参加くださいますようお願いいたします。



会場の様子

***** 令和6年度 沖縄県貨物自動車適正化事業評議委員会を開催しました

沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関は、3月17日（月）九州沖縄トラック研修会館にて、学識経験者、マスコミ関係者、一般消費者、荷主関係者、労働組合関係者、運送事業者関係者を委員とする沖縄県貨物自動車運送適正化事業評議委員会を開催しました。開催挨拶で、新城実施本部長より今年4月から施行される改正物流法の対応について、Gメン調査員の活動について述べられました。また、沖縄総合事務局運輸部より久高監査指導課長、伊波陸運事務所長にご出席いただきました。

議事について事務局より今年度の適正化事業について報告を行い、委員からは沖縄県の巡回指導の結果の内容や、ドライバーへの安全対策についてご意見をいただきました。委員の皆様より頂きましたご意見を尊重し、今後も貨物運送事業者への適正な指導を徹底してまいります。



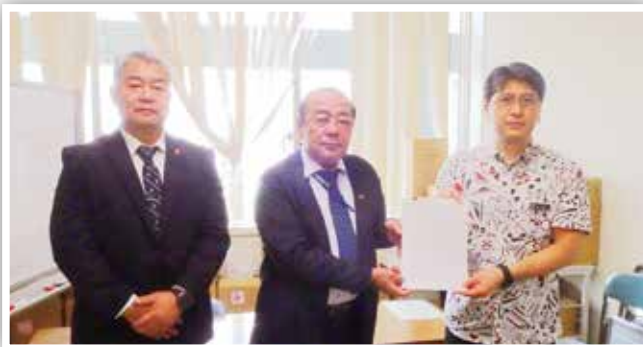
照屋委員長



委員会の様子

沖縄県に対し標準的運賃の収受に向けた支援要請を行いました！

沖縄県トラック協会（新城会長）と同ダンプ部会（具志堅部会長）の連名で、令和7年3月13日（木）、沖縄県土木建築部長に対し、沖縄県が発注する工事について、入札受注事業者等に対し、「標準的運賃」に基づくダンプトラック事業者への適正運賃の支払いを徹底するよう要請しました。



左から具志堅部会長、新城協会長

沖ト協発第189号
令和7年3月13日

沖縄県土木建築部長 様

公益社団法人沖縄県トラック協会
会長 新城 英一

公益社団法人沖縄県トラック協会
ダンプ部会 部会長 具志堅 全志

「標準的運賃」収受への支援要請について

平素は、当業界に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私どもダンプトラック事業者の実態は、多くの事業者が保有車両数5両未満の小規模零細企業に過ぎません。また、その大多数は工事現場の建設資材等の運搬業務に従事し、荷主である建設関係事業者に対する関係では極めて弱い立場に置かれております。具体的には、年々増加する運行コストや高止まりを続ける燃料価格等を運賃に転嫁することができず、長年、低額の運送代金での契約を強いられる状態が続いております。

その結果、全産業平均と比較して、年間労働時間が約2割長く、運転者等の賃金水準は5～10%も低いなど、労働条件の悪化が続き、ほとんど改善されていないのが実情です。

このような状況を改善するため、国土交通省は独自に、また関係省庁と連携しつつ新たな対応策を打ち出しました。令和6年3月22日に告示された「標準的運賃」の改定がその一つです。加えて同年3月26日には、不動産・建設経済局の建設業課長、建設市場整備課長並びに物流・自動車局の貨物流通事業課長の連名による通達（建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について）を地方公共団体及び建設業団体等の主要事業者団体に発出したところです。

「標準的運賃」の改定においては、①燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約8%の引上げ）、②ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2割）の設定が盛り込まれました。そして先の通達の中で、建設資材や建設副産物等の運搬に係るトラック事業者との契約する際には、改定「標準的運賃」を参考指標として適正な契約を締結するよう明記されたところであります。

更に、建設工事の元請事業者においては、「標準的運賃」や設計労務単価を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正価格での下請契約を徹底するとともに、下請事業者に対し、再下請契約についても適正価格での契約締結を要請しています。

つきましては、上記状況へのご理解を賜り、貴県が発注する工事におきましても、入札受注事業者等に対し、「標準的運賃」に基づくダンプトラック事業者への適正運賃の支払いの徹底について、周知していただきますようお願い申し上げます。

以上

令和7年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について －労働安全衛生規則等が一部改正されます－

令和7年4月1日から、事業者が「労働者」に対して行う退避や立入禁止等の措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されます。この改正により、以下の1、2の人（個人事業者、他社の労働者、資材搬入業者など、契約関係の有無は問わない）に対しても保護措置の実施が義務付けられます。

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等

対象となる条文は、次の4省令において、作業場所に起因する危険性への対処（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）を規定する条文（労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2根拠）です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

- 1 危険箇所等において行う以下の措置の対象者を、「労働者」から「作業に従事する者」に拡大
 - (1) 危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置
 - (2) 喫煙等の火気使用が禁止されている場所における火気使用の禁止
 - (3) 事故発生時等の退避
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等に対する周知の義務化
危険箇所等で行う作業の一部を請負人（個人事業者、下請業者）に行わせる場合であって、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（個人事業者、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知する措置が義務づけられます。

重要事項

今回の改正における義務付けの対象ではありませんが、以下の(1)、(2)に示すような場面については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

- (1) 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
(例) 最大積載量2 t以上5 t未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されている貨物自動車でテールゲートリフターで荷の積卸しを行うとき。
- (2) 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
(例) 最大積載量が2 t以上の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときの、昇降設備の設置。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、(4)以外の方法で行ってください。

- (1) 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- (2) 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- (4) 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、個人事業者が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

[参考]個人事業者等の安全衛生対策について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei03_00004.html

【集団健康診断のご案内】

- 沖縄県トラック協会 -

※ 混雑を避けるため、ご案内時間よりも早くお越しになられた場合でも、予定のお時間までお待ち頂くことがございますので、予めご了承ください。

※ 会場駐車場に検診車を駐車するためお車の駐車ができない場合がございますのでご了承下さい。

日程：	令和 7年 6月3日 (火)	8：15～10：45 (午前中のみ)
	令和 7年 6月4日 (水)	8：15～10：45 (午前中のみ)
	令和 7年 6月5日 (木)	8：15～10：45 (午前中のみ)
	令和 7年 6月6日 (金)	8：15～10：45 (午前中のみ)
	令和 7年 6月7日 (土)	8：15～10：45 (午前中のみ)

受付時間：①8：15～8：45 ②9：15～9：45 ③10：15～10：45

場所：九州沖縄トラック研修会館 5階ホール・駐車場(検診車) 那覇市港町2-5-23

定員：1日100名

1日の申込者数が30名に達しない場合は他の曜日へ変更となります。(Bコースは1日35名までとします)

対象者：(公社)沖縄県トラック協会会員事業者及び関係者等(経営者、従業員など)

助成金：【定期健康診断助成事業】ドライバーのみ沖ト協助成金対象となります。

助成金1人あたり2,000円(1社25名を限度)助成金申請は、健康診断受診後の申請となります。

申込：申込書については、沖縄県トラック協会のホームページにExcelデータを準備しておりますので、必要事項を入力後下記メールアドレスまでお申込み下さい。

(使用するExcelファイルは、形式を変換せずExcelファイルのまま送付下さい。)

業務課メールアドレス：ota.gyoumu@okitora.or.jp

問診票…受診日の1週間前を目安に申込事業所へ発送致します。

結果…健診後1ヶ月程度で医師会より事業所へ発送致します。

支払い…健診受診後、那覇市医師会より請求書が届きますのでお振込み下さい。

(請求書の発行は、7月中旬～下旬頃です)

申込期日：令和7年5月1日(木)まで(定員に達し次第受付終了)

- 健診コース -

☆健康診断コース☆(※A・B共に、助成金対象のコースです)		
コース名	対象者及び対象年齢 (2026年4月1日現在の年齢基準です)	受診料金
A	希望者/社保対象外	7,920円(税込)
B	35歳～74歳(*)の社保加入者被保険者本人 (協会けんぽ加入事業所) (*)74歳は誕生日の前日まで	5,282円(税込)

健診を予定しております。
— 令和 7年 11月 —

お問い合わせ先
(公社)沖縄県トラック協会
業務課 TEL: 098-863-0280

※Aコースの料金は集団健診のみとなりますので、個別で受診される方は定価でのご案内となりますので、ご注意ください。

※協会けんぽ補助の婦人検診(乳がん・子宮がん)ご希望の女性の方(35歳以上偶数年齢)は、

直接、医師会検診センターでのご予約・受診となります。(生活習慣病一般健診と婦人検診は同日・同時実施となるため)

Aコース(労働安全衛生規則第44条：法定項目)

① 身体測定(身長・体重・標準体重・肥満度・BMI)	⑥ 血圧検査	貧血検査(WBC・RBC・Hb・Ht・血小板数) 空腹時血糖検査・HdA1c 肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP) 腎機能検査(クレアチン) 痛風検査(尿酸) 脂質検査(中性脂肪・総コレステロール・HDLコレステロール)
② 腹囲	⑦ 胸部X線(直接撮影)	
③ 尿検査(尿糖・尿蛋白・尿潜血・ウレリノーゲン)	⑧ 心電図検査	
④ 視力	⑨ 医師診察	
⑤ 聴力(オーディオメーター：1000Hz・4000Hz)	⑩ 血液検査	

Bコース(生活習慣病一般健診)

上記Aコース①～⑩に加えて、
⑪ ALP(肝機能検査：血液検査)
⑫ 胃部X線検査(バリウム：直接撮影)
⑬ 大腸がん検査(便潜血2日法)

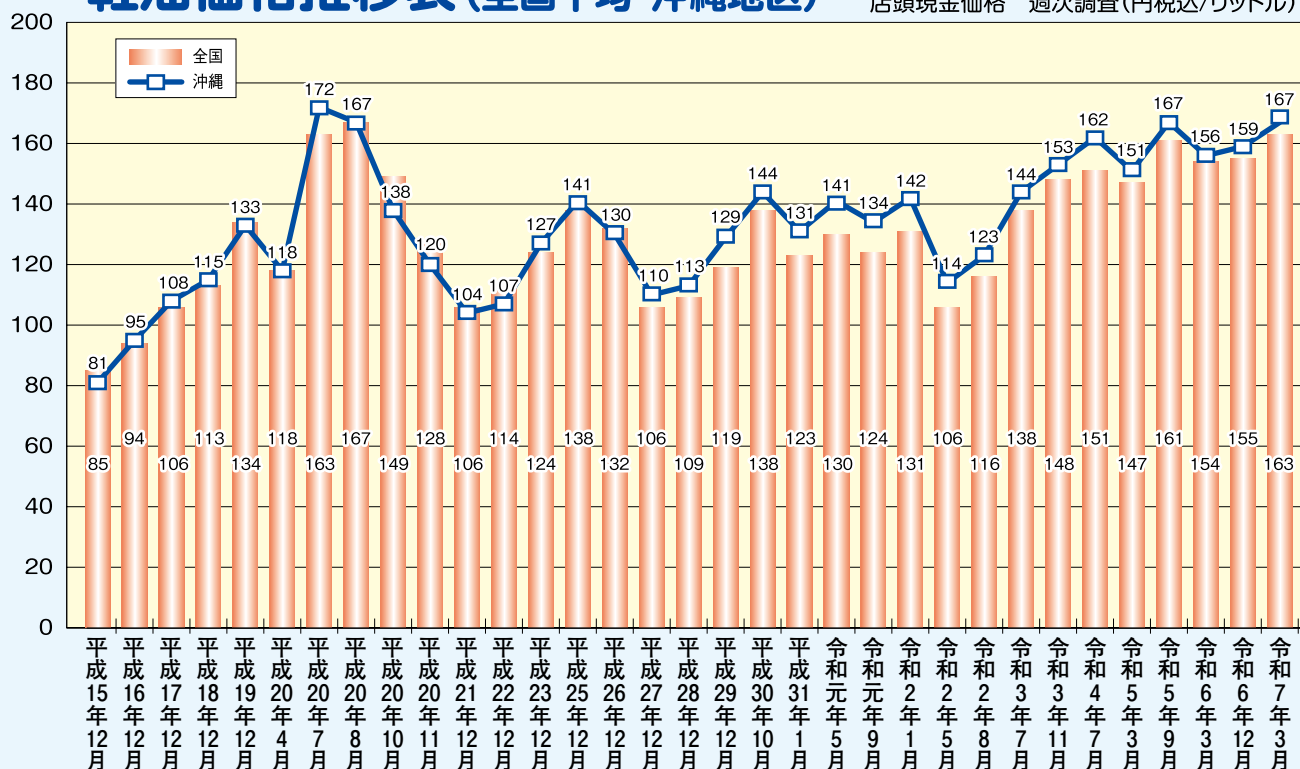
オプション(事前予約制です)

⑭ 胃部X線検査 … ￥12,650(税込)
(バリウム：直接撮影)※BJ-Xには含まれています
⑮ 胃がんリスク検診(血液検査) … ￥3,630(税込)
(ヘリコバクテリウム抗体検査)

実施医療機関：(一社)那覇市医師会生活習慣病検診センター

軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)

2025年3月3日 現在
店頭現金価格 週次調査(円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表 小数点以下切り捨て

協会 日誌

2025年 4月行事予定

- 4(金) 春の全国交通安全運動出発式(県警本部玄関前) 10:00~10:40/春の全国交通安全運動開始式(パレット久茂地イベント広場) 16:00~17:00
- 10(木) 全国専務理事業務連絡会議(東京:ホテルメトロポリタンエドモント) 14:00~17:00
- 14(月) 各種委員会(総務・物流・適正化・広報)合同開催(福岡県ト協) 14:00~16:00/安全性評価事業(Gマーク)申請に係る個別相談会(沖ト協 2F会議室)
- 15(火) 安全性評価事業(Gマーク)申請に係る個別相談会(沖ト協 2F会議室)
- 16(水) 令和7年度新規採用職員研修・意見交換会(全ト協)~18日/安全性評価事業(Gマーク)申請に係る個別相談会(沖ト協 2F会議室)
- 17(木) 正副会長会議(沖ト協 2F会議室) 10:00~/安全性評価事業(Gマーク)申請に係る個別相談会(沖ト協 2F会議室)

- 18(金) 安全性評価事業(Gマーク)申請に係る個別相談会(沖ト協 2F会議室)
- 23(水) 第1回初任運転者・一般運転者・指導監督者等研修(5F研修室) 09:30~17:00
- 25(金) 第1回理事会(パシフィックホテル沖縄) 14:00~/那覇港・物流政策懇談会(パシフィックホテル沖縄) 16:00~
- 29(火) 昭和の日

2025年 5月行事予定

- 3(土) 憲法記念日
- 4(日) みどりの日
- 5(月) こどもの日
- 6(火) 振替休日
- 15(木) 陸災防全国事務局長会議(三田NNホール) 13:30~16:30
- 28(水) 第49回沖ト協定時総会(ロワジールホテル那覇) 14:00~

令和6年度 人材確保に向けた航空自衛隊への業種説明及び基地見学

3月12日(水)当協会那覇支部主催による、人材確保に向けた業種説明及び基地見学が航空自衛隊那覇基地において開催されました。

那覇支部運営委員事業者から8事業者12名、航空自衛隊員40名が参加し、始めに当協会事務局より運送業界の説明を行い、各企業説明では事業者ブースを設置し担当者からの事業内容についての説明が行われました。



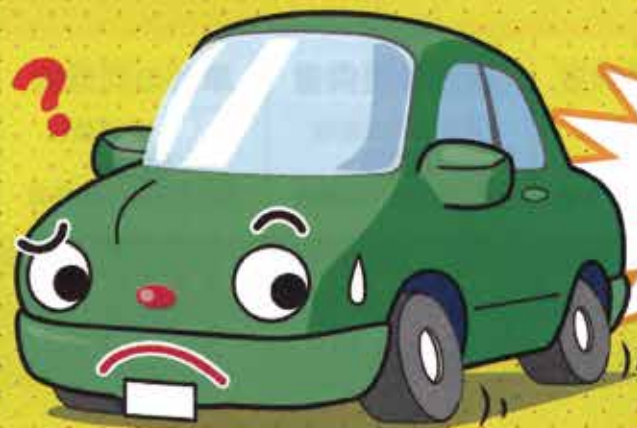
業種説明

脱・全国ワースト

飲酒運転根絶県民運動実施中

～ 飲酒運転をしない させない 許さない ～

沖縄県の飲酒運転の実態 (令和5年度)



飲酒絡み事故発生件数

82件

3年連続全国ワースト
(全国平均の約3.2倍)

※ 飲酒絡み事故の構成率

飲酒絡み死亡事故発生件数

5件

全国ワースト

(全国平均の約2.4倍)

※ 飲酒絡み死亡事故の構成率

飲酒運転検挙件数

1154件

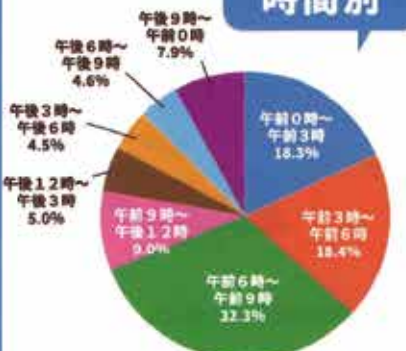
5年ぶり増加



沖縄県の飲酒運転者の実態

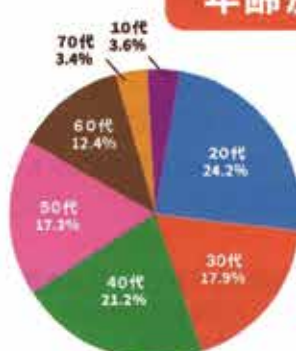
※ 令和5年中、県内で飲酒運転で検挙された者のうち938人の実態調査から

時間別



出勤時間帯 (午前6時～午前9時) に検挙された者が32.3%と最も多く、次いで午前3時～午前6時が18.4%、午前0時～午前3時が18.3%となっている。

年齢別



20代から50代で、全体の約8割を占めている。

職業別



会社員、団体職員が34.1%と最も多く、自営業が10.9%、無職が10.2%、大工・土木作業員が8.7%と続いている。